

ルとなるだけに、大きな問題である。  
外国人学校制度にそがれている眼が  
各種学校問題についてももっとむけられ

ねばならないのではなからうか。

△橋本三郎▽

## 特殊法人日本学術振興会法の成立

— 496 —

第五五特別国会の幕切れ寸前の七月二  
一日夜、日本学術振興会法が成立した。

日本学術振興会は、これまで半官半民の  
財団法人であったが、今度は、文部省直  
轄の特殊法人となる。日米科学協力・産  
学協同の強化、科学研究体制への国家統  
制の強化などの点からみて、特殊法人日  
本学術振興会の成立は、戦後日本の科学  
史に新しい重要な一ページを加えること  
になった。

最近数カ月のあいだに、日本物理学会  
主催の半導体国際会議や全国七三大学・

二三研究機関に対する米軍の資金供与、  
建設省国土地理院における米軍発注の軍  
用地図作製といった一連の事実の暴露、  
現職自衛官の大学院入学問題など、「軍  
学協同」として一括される科学研究にお  
ける平和と民主主義擁護にかかわる諸問  
題が国民の上にクローズアップされてき  
た。ベトナム侵略戦争を強行し、生物・  
化学兵器を使用するなどの公然と戦争犯  
罪をおかしている米軍から資金援助を受  
けていたことに対しては、各大学の教職  
員組合、大学院生協議会、学生自治会、  
労働組合や、日本科学者会議をはじめと

する民主的な科学者たちから、はげしい  
怒りをこめた抗議と反対運動が行われて  
いる。そして、横浜市大、大阪市大、京  
大、金沢大学をはじめ各大学に米軍との  
契約破棄・資金拒否の動きが生れ、六月  
二六、七日に開かれた国立大学協会総会  
においても、大河内会長は「外国の軍の  
研究資金援助を受けることは好ましくな  
い」という所見を表明するに至った。と  
ころで剣木文相は同じ国大協総会の席上  
で、民間資金・軍資金の援助受け入れな  
ど大学が学外とどのような関係をもつか  
は大学の自主的決定にまつとのべ、同じ  
発言のなかで、「大学の社会的役割とし  
ての学術研究については最近の学術の急  
速な進展に応じて、国としても効果的な  
振興策が必要となってきた。(そこで)  
学術審議会を新設し、特殊法人日本学術  
新興会を創設することで、幅の広い学術  
振興体制を確立したい」とのべていた。  
(『毎日』六七・六・二八)。  
「軍学協同」に反対する動きが活発化し  
てくるなかで、これにも対処するような

ポーズをみせ、學術振興という名のもとに科学研究に対する國家統制を強めてきたのである。

## 二

日本學術振興會（以下「學振」といふ）は天皇からの下賜金一五〇万円、政府の補助金一〇〇万円、それに財界の寄付を加えて、一九三二年に半官半民の學術振興機關として創立された。戦時中は、帝國學士院、學術研究會議とともに科学・技術研究行政の中枢にあり、大学の研究費などにくらべると相対的に豊富な研究費を配分するなど、科学技術の戦時動員体制のなかで極めて重要な役割を果たした。しかし、戦後の學振は學術普及、出版等の事業をおこなう半官半民の學術奨励機關となった。一九四九年以後は日本學術振興會維持會がつくられ、産業界からの維持會費が財源の一部となっていた。

一般に知られている最近の學振の活動は、流動研究員・奨励研究生制度の実施、『學術月報』の発行、學界と産業界

との協同研究の推進、南極観測の募金事業などがあるが、一九六二年からは日米科学協力事業に関する事務を扱っている。また、従来の學振の役員には、評議員三二名、理事一六名がおかれているが、評議員は、日本學術會議推薦、學振維持會推薦、學振と特に関係の深い官庁、學識経験者、日本學士院などから選ばれていた。

文部省は六三年にも學振の改組を企てたことがあり、これに対して日本學術會議は①科学者の自主性を尊重し、国内および國際的共同研究、交流を促進すること、②國際的共同研究・交流には「科学の國際協力についての日本學術會議の見解」（六一・一〇・七）を尊重すること、③役員および評議員は、日本學術會議の推薦するものと日本學術會議の了承を得たもので構成すること、④日本學術會議とのあいだの連絡制度を確立すること、⑤流動研究員制度などはさらに積極的に推進すること、などを文部省に申し入れたことがあった（六三・二・二五）。

今回成立した日本學術振興會法では、右の申し入れなどは全く無視された。まず第一に學振は政府の強力な統制のもとにおかれることになった。役員（法第一〇条）、評議員（第一九条）ともに文部大臣が任命すると規定され、業務計画の作製・変更には文部大臣の認可が必要であり（第二一条）、毎年の事業計画・予算・決算にも文部大臣の認可が必要である（第二三条、二五条）。さらに文部大臣には學振に対する監督・命令権（第三二条）、業務報告の提出を求めたり立ち入り検査をする権限が与えられ（第三三条）、これを拒んだり、妨げたり、忌避した役員・職員は三万円以下の罰金に処せられるという罰則（三八条）が規定されている。

しかも、予算、資金計画、決算、借入金、余裕金の運用、財産処分、役職員の給与・退職手当などについては、文部大臣は認可するにすぎだつてあらかじめ大蔵大臣と協議しなければならないとされている（第三七条）。

かくて特殊法人日本学術振興会は、科学研究を科学自体の内在的発展性にそって科学者の自主性のもとに推進し援助するという機能を全く放棄し、ときの支配権力の要求する研究体制を意のままにつくり出す機関となることになった。このことは、政府が学振によってなにをなそうとしているかをみればいっそう明らかである。

### 三

第二〇条の「会の業務」のなかに「学界と産業との協力による学術の応用に関する研究」への資金その他の援助を行うことが規定されていること、第一四条で役員は営利事業に従事したり営利団体の役員となったりすることを禁止しながら、但し書きで「文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と規定して産業界・財界の有力者の役員就任に道を開いていることからみて、学振の特殊法人化はいわゆる「産学協同」を強化するものである。

しかし、学振の改組・強化に関してと

くに注目すべきは、国際学術交流の問題であり、従来から実施してきた日米科学協力事業の強化がはかられ、すべての国との交渉をはかるという日本学術会議のたてた学術交流の原則はますますふみにじられるだろうということである。

これらのことは、学振を特殊法人化する理由として「日米科学協力の米国側担当機関である国立科学財団（NSF）は政府機関であり、わが国も均衡することが望ましい」「四二年度からは新たに日米教育文化協力事業のほか、OECD関係の共同研究事業を実施する予定で、すでに民間団体としての能力の限界にきている」「財団法人では国の監督機能にも制約があり、役員人事、事業内容の決定などに国の意志を反映させにくい」などがあげられていたことから明らかである。

日教組大学部をはじめとする大学関係の教職員組合、全国六〇〇〇の民主的科  
学者の組織である日本科学者会議は、こ

の学振法のなかに科学研究への国家統制の強化、向米一辺倒の科学国際協力の危険性をみぬき、反対運動をすすめてきたが、日本学術会議第四八回総会（六七年四月）の決議は必ずしもすっきりしたも  
のではなく、たんに「日本学術会議との関係について何等の規定をみないことは、まことに遺憾である」から、「政府はこの点についての措置に遺憾のないよう取り計らわれること」を強く要望する、というものであった。結果からみれば、この学術会議の要望がみのって「文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡をはかるものとする」という一条が加えられたが、これが特殊法人日本学術振興会の本質的性格の修正を意味するものではない。学振法の制定は、科学研究体制を民主化するというたたいががますます重要になってくることを、示しているのである。

△佐々木享▽